

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

商品パンフレット

’09年10月版

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

サービス内容

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①基準価額のご照会 | ③給付金などの請求のお手続き |
| ②ご契約内容の変更のお手続き | ④ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ |

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ

URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ」（年4回）
＊3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- 「決算のお知らせ」（年1回）
＊毎年7月下旬にご郵送します。
- 「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」
＊ステップアップ保証率が変わった場合にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご確認ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先〔第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）〕までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。（保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。）詳細については、生命保険契約者保護機構〔TEL 03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>〕までお問い合わせください。
- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金などとは異なり預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

〔募集代理店〕

大和証券株式会社

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトンスクエア X棟15階

電話 (03) 6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命
第一生命グループ

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

お客さまサービスセンター ☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’09年10月版

登 C21F0183 (H21.8.26) 商品F0886-01 ’09年9月作成 リ

スマイルステップ

Next

年金原資保証ステップアップ型

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（09）

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）です。

ゆとりある未来のために
ふやす楽しみ 年金原資保証の安心。

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命

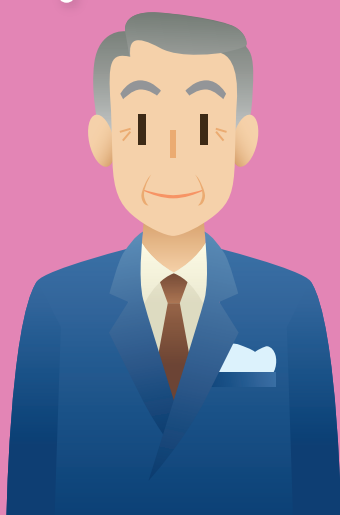
第一生命グループ

〔募集代理店〕

大和証券

Daiwa Securities

運用って
いつ売るのが
タイミングが
わからないし…



売りどきを
考える必要がないと
いいですね。

運用って
資産が減ることも
あるんでしょ？



運用の結果が悪くても、
払い込んだ金額が
守られれば
いいですね。

スマイルステップ

Next

年金原資保証ステップアップ型

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(09)

**年金原資額と死亡給付金額が最低保証される
確かな安心に、その最低受取保証額がステップアップする
楽しみをプラスした年金保険です。**

特徴

1

ふえたら へらない ステップアップ保証

- ・年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%が最低保証されます。
- ・基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、年金原資額と死亡給付金額の最低受取保証額がステップアップします。最低受取保証額は一度ふえたらへりません。
- ・ステップアップの回数には上限がありません。運用実績によっては、何度でもステップアップする可能性があります。

特徴

2

ふやす楽しみ

- ・特別勘定は、国内外の株式・債券に投資することで幅広い収益機会をとらえつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長をめざします。
- ・初期費用の負担がありませんので、一時払保険料の全額を運用できます。



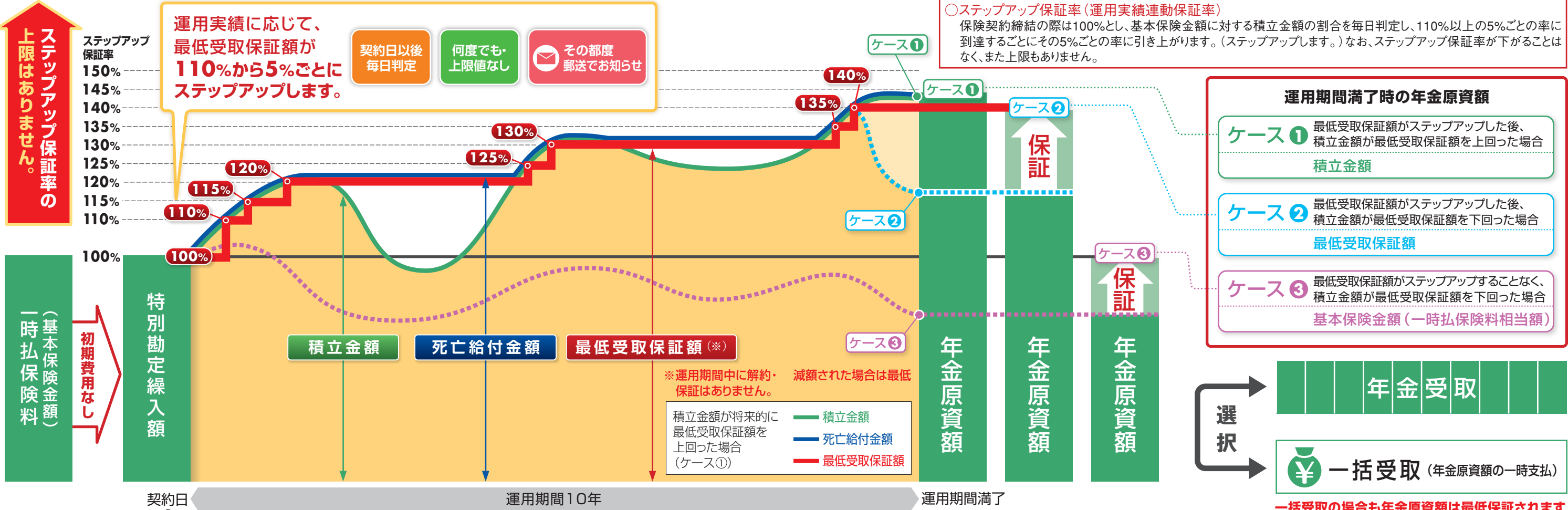
ご注意ください

- ・この保険には投資リスクがあります。くわしくはP5、15をご覧ください。
- ・運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。年金原資が最低保証されるのは運用期間満了時のみとなります。くわしくはP11～12をご覧ください。
- ・運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま一度もステップアップしないことがあります。くわしくはP3～4をご覧ください。
- ・運用期間中および年金受取期間中に費用をご負担いただきます。くわしくはP12をご覧ください。

しくみと特徴

(運用期間10年の場合。10年を超える運用期間をご検討の方は、あわせてP11をご覧ください。)

年金原資額と死亡給付金額が最低保証される確かな安心に、その最低受取保証額がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。



「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

POINT-1 ▶ P12

初期費用のご負担はありません。

■ 初期費用の負担がありませんので、一時払保険料の全額を運用することができます。

POINT-2 ▶ P5~8

幅広く世界中の資産に分散投資するバランス型の特別勘定で運用します。

■ 株式を30%組み入れたバランス運用で、世界中の幅広い収益機会をとらえつつ分散投資の効果を高め、長期的な資産の成長をめざします。

■ 国内外の株式・債券に投資し、多様な収益機会が資産の成長をめざします。

POINT-3 ▶ P9・11

年金原資額には最低保証があり、年金または一括で受け取ることができます。

■ 運用期間満了時の年金原資額は基本保険金額の100%が最低保証されます。また運用期間が10年を超える場合、運用期間に応じて1% (運用期間11年) ~ 10% (運用期間20年) の加算があります。

■ 運用成果としての年金原資は、年金または一括で受け取ることができます。
*運用期間を延長・短縮するお取扱いはありません。

POINT-4 ▶ P7

年金原資額と死亡給付金額の最低保証がステップアップします。

■ 年金原資額と運用期間中に万一の際の死亡給付金額の最低保証は、運用実績に応じて基本保険金額の110%から5%ごとにステップアップし、一度ふえたらへりません。

■ ステップアップの判定は毎日行い、上限はありません。
*責任開始期から3年以内の自殺など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

ご負担いただく主な費用 ▶ P12 運用期間中は、保険契約関係費 (特別勘定の資産総額に対して年率2.98%)、および資産運用関係費 (信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575%) をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費 (年金管理費) (受取年金額に対して1.0%) をご負担いただきます。また、契約日から10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。	主な投資リスクについて ▶ P5・15 この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。	その他ご留意いただきたい事項について ・運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回った場合があります。(運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。) ・年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。	ステップアップしないことがあります ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額 (一時払保険料相当額) を下回ることはありません。
--	--	---	--

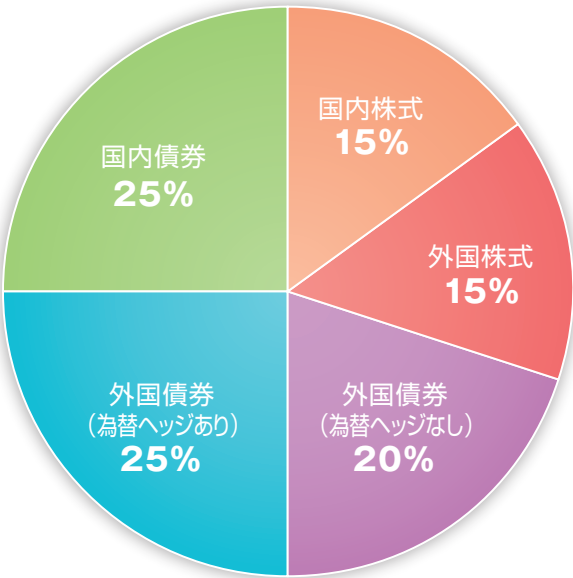
特別勘定「世界アセット30型」

世界中の幅広い収益機会をとらえつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長をめざします。

特別勘定について

主な投資対象となる投資信託	運用会社	資産運用関係費
DIAM世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	DIAMアセットマネジメント株式会社	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率 0.1575%(税抜0.15%) の1/365を毎日控除します。▶P12

資産別の基本配分割合



《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社

【沿革】

第一ライフ
投信投資顧問

85年7月設立
87年6月投資一任業務認可
98年2月投信業務開始

興銀NWアセット
マネジメント

85年10月設立
87年6月投資一任業務認可

日本興業投信

94年7月設立

興銀第一ライフ・
アセットマネジメント

99年10月第一ライフ、
興銀NWアセットマネジメント、
日本興業投信の3社合併により誕生

DIAMアセット
マネジメント

08年1月「DIAMアセットマネジメント
(DIAM Co.,Ltd.)」に社名変更

DIAMアセットマネジメント株式会社は、1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併し、みずほフィナンシャルグループ・第一生命の両グループの運用ノウハウ、人材、グローバルなネットワークを活用した資産運用会社です。

【ネットワーク】
DIAMは、運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、駐在員事務所を香港に有しています。また、金融工学やモデル運用の分野においては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジーと連携を行っています。第一生命とみずほフィナンシャルグループの海外拠点や第一生命経済研究所、みずほ総合研究所といったシンクタンクとのネットワークを活用するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

各資産ごとの運用は、それぞれのベンチマークに連動することを目的としたパッシブ運用を行います。

資産クラス	実質的な投資対象となる投資信託の名称	ベンチマーク
国内株式	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法※)・マザーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
外国株式	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス (円換算ベース、配当込み)
外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円換算ベース)
外国債券(為替ヘッジあり)	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジあり・円ベース)
国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	NOMURA-BPI総合

※最適化法とは、パッシブ運用における運用手法の一つで東証株価指数の全銘柄を指数の構成通りに買い付けるのではなく、統計的モデルなどを活用して、最適なポートフォリオをつくる方法のことです。

⚠️ ご注意ください

特別勘定とその投資リスクについて

○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

○特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。主な投資リスクについては、P15をご覧ください。

○特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

○特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

過去データによる資産運用シミュレーション

最低受取保証額のステップアップ

参考3

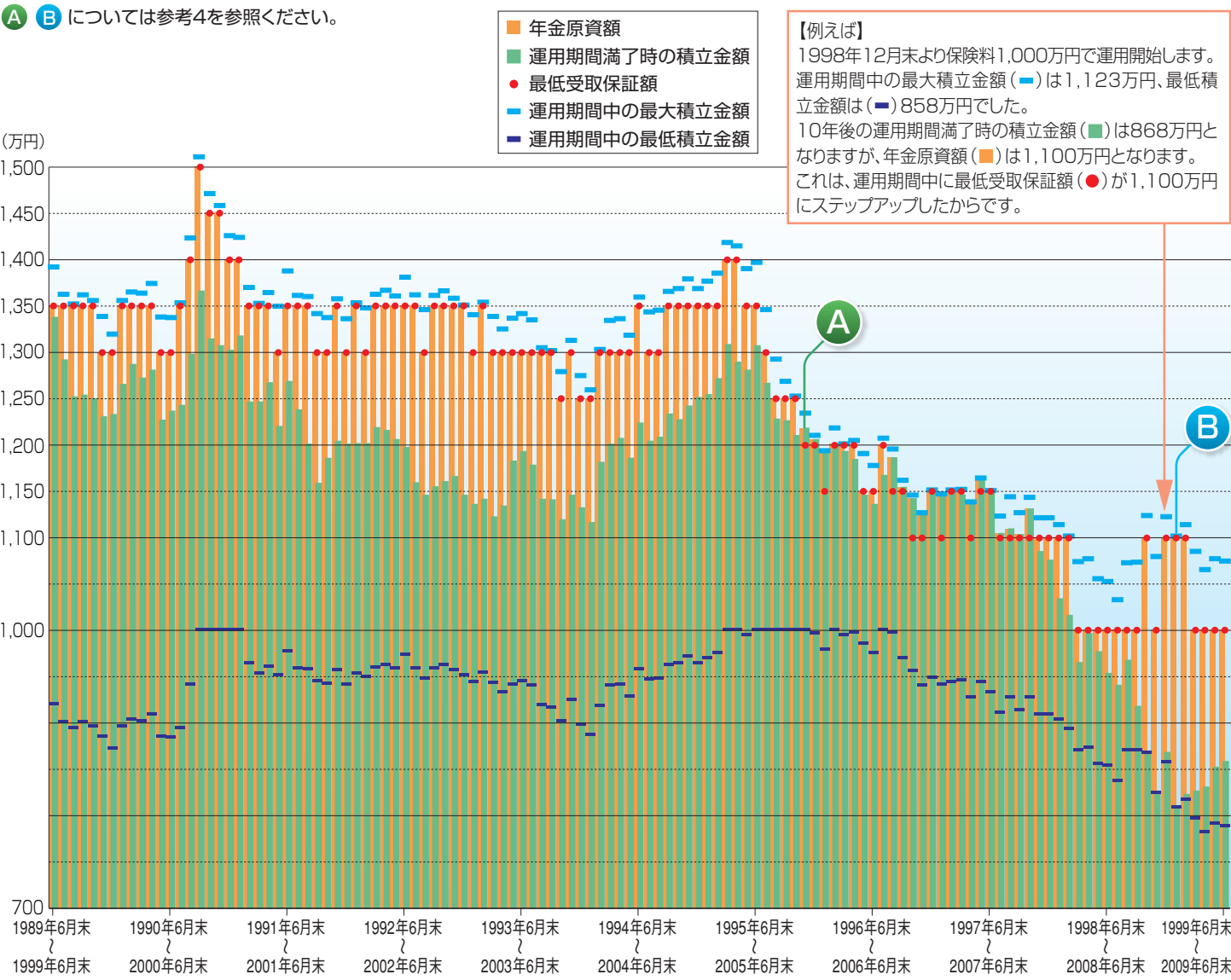
運用期間10年での運用シミュレーション
(保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前)

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1,000万円を特別勘定と同一の資産別の基本配分割合により、1989年6月から1999年6月までの各月末に運用開始し、毎月末に基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。(ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとしてシミュレーションしています。)

【最低受取保証額がそれぞれの金額にステップアップしたケース】

1,500万円	1,450万円	1,400万円	1,350万円	1,300万円	1,250万円	1,200万円	1,150万円	1,100万円
1/121ケース	3/121ケース	8/121ケース	45/121ケース	71/121ケース	77/121ケース	83/121ケース	93/121ケース	109/121ケース

*確実性を保証するものではありません。



⚠️ ご注意ください

参考3は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したのではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【参考指数】国内株式:東証株価指数 (TOPIX、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス (円ベース、配当込み)、外国債券 (為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券 (為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

運用実績に応じたステップアップ保証のしくみ

運用期間10年の場合、運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と最低受取保証額のいずれか大きい金額となります。運用期間を通じて最低受取保証額がステップアップしなかった場合でも、**基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%が最低保証されます**。ステップアップ保証率は毎日判定します。

運用期間満了時の
年金原資額

A 積立金額

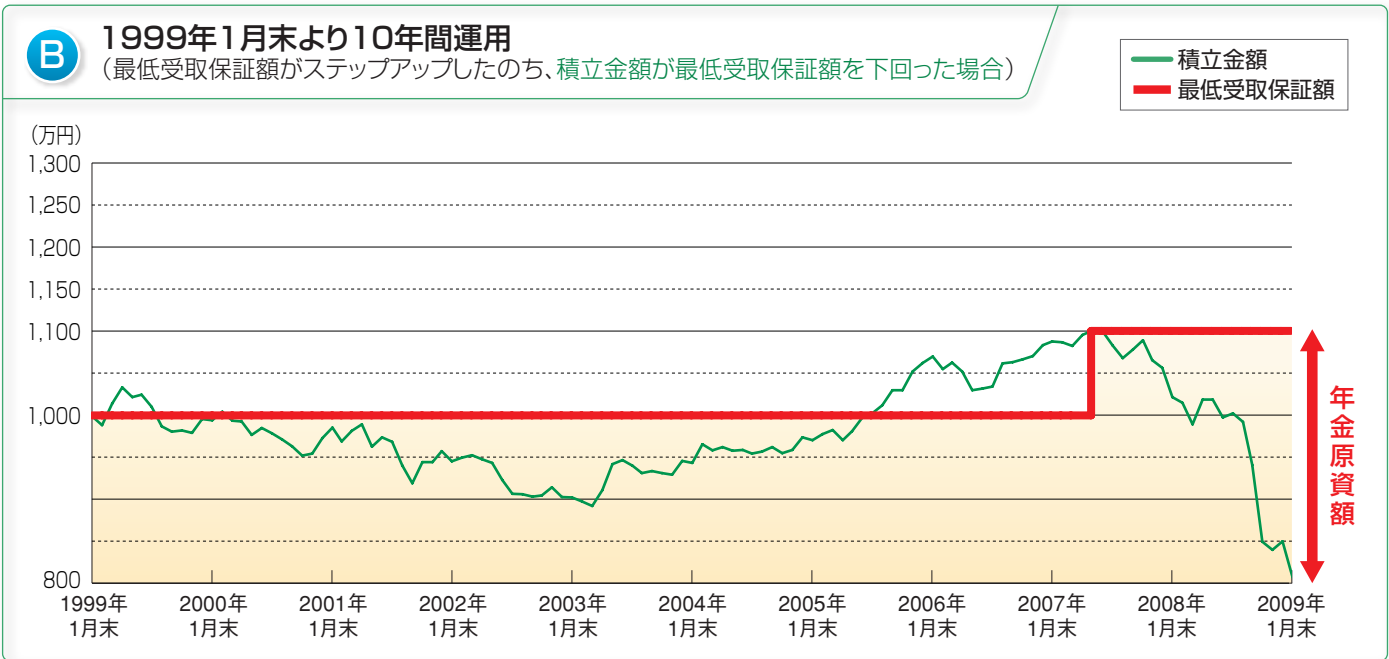
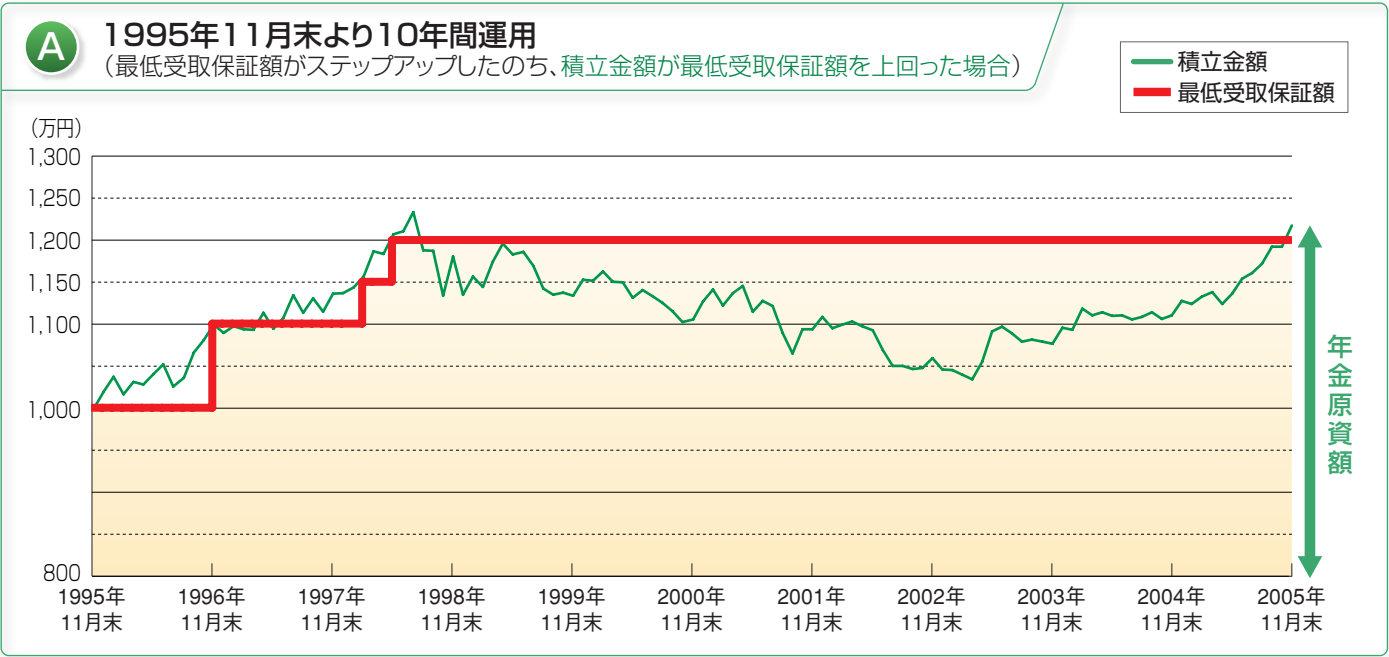
または

B 最低受取保証額

いずれか大きい金額

参考4 積立金額と最低受取保証額の推移シミュレーション（例）

参考3のグラフにおいて、最低受取保証額がステップアップしたデータのうち、その後の積立金額の推移が異なる2つのデータについて抽出。（ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとしてシミュレーションしています。）



⚠️
ご注意ください

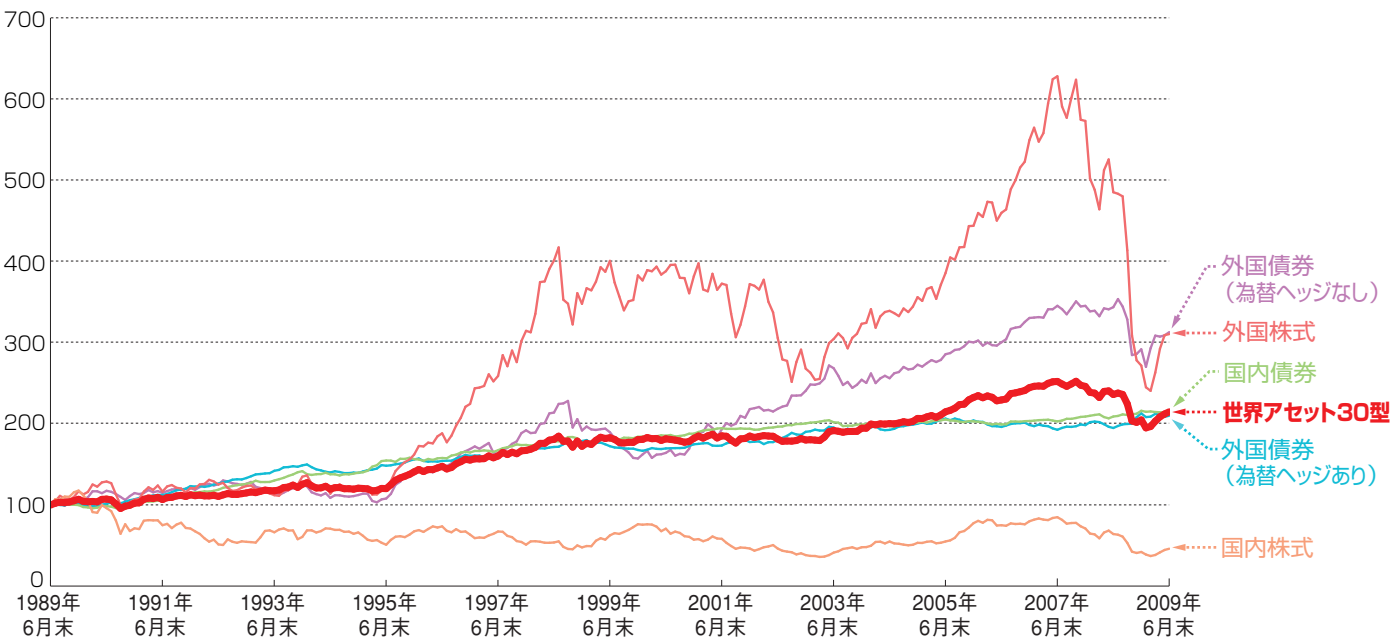
参考4は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したのではなく、**また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

分散投資の効果

幅広い収益機会をとらえた運用を行います

参考1 特別勘定と同じ資産別の基本配分割合での運用シミュレーション
(保険契約関係費・資産運用関係費控除前)

下記のグラフは、特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に基づき、各参考指数を合成して指数を作成した場合と、各資産に100%投資した場合の値動きを1989年6月末を100として2009年6月末まで運用したと仮定し、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。



パフォーマンスの良い資産は毎年入れ替わっています

参考2 5資産の収益率順位

下記の表は、各資産ごとの年間収益率（各年1月～12月末）を計算し、5資産中での順位を表したものです。

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
5 資産 中 の 収 益 率 順 位	第1位	国内株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	国内株式	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジあり)
	第2位	外国株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国株式	外国株式	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国株式	国内債券
	第3位	国内債券	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	国内債券	外国債券 (為替ヘッジなし)
	第4位	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国株式	外国株式	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内株式
	第5位	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	外国株式	国内債券	国内債券	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内株式	外国株式

*各参考指数に基づき第一フロンティア生命で計算。

⚠️
ご注意ください

参考1は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したのではなく、**また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

【参考指数】国内株式:東証株価指数 (TOPIX、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス (円ベース、配当込み)、外国債券 (為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券 (為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

運用期間10年超の場合の年金原資保証金額のしくみ

契約時に定めた運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、最低受取保証額に、**運用期間に応じて基本保険金額（一時払保険料相当額）の1%～10%を加えた金額**になります。**運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい金額**となります。

年金原資保証金額

=

最低受取保証額

+

基本保険金額
(一時払保険料相当額)

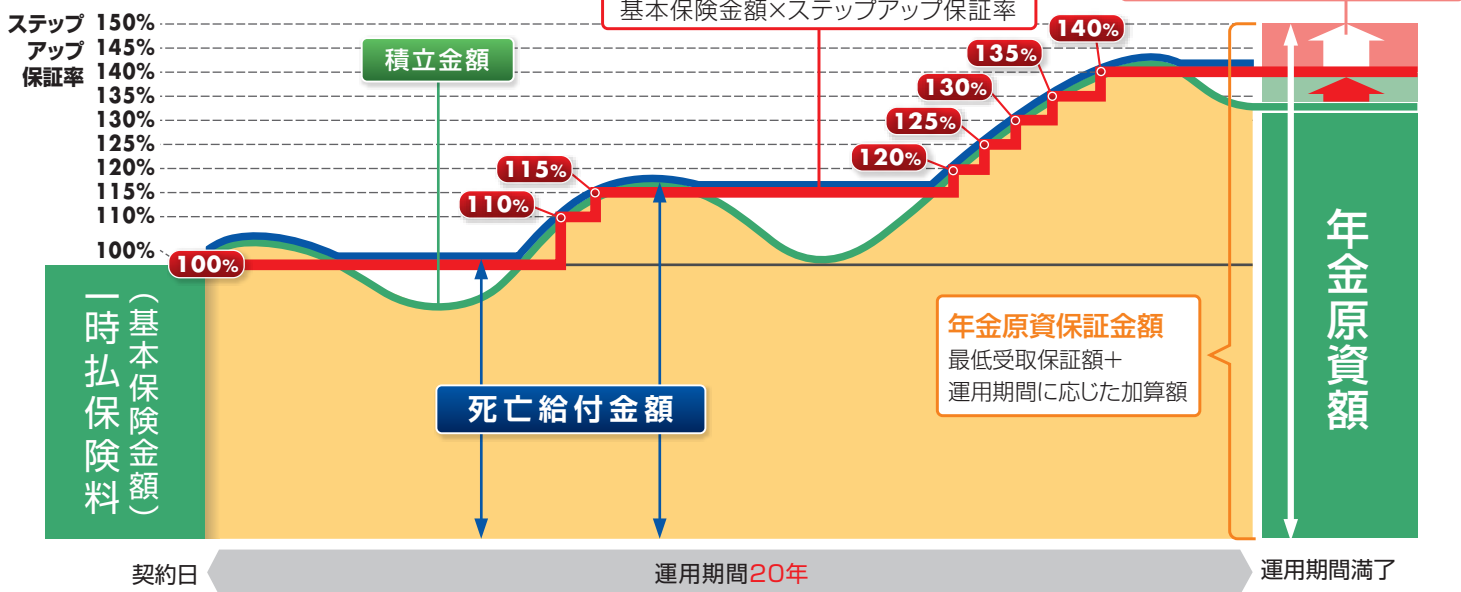
×

運用期間に応じた
下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

*運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。

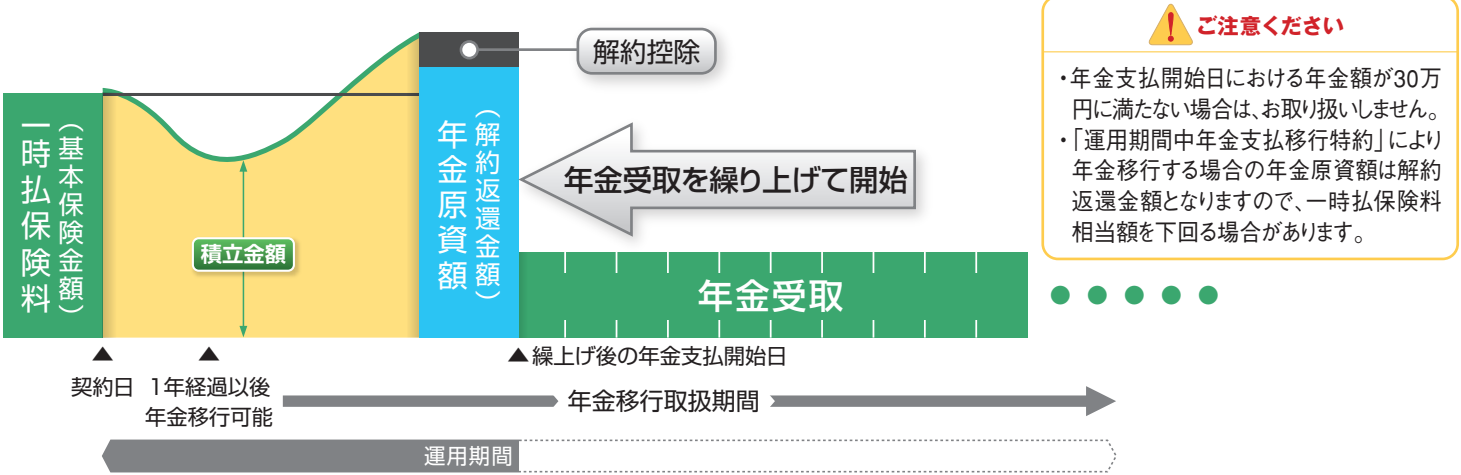
運用期間満了時に積立金額が最低受取保証額を下回った場合



ご注意ください
運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額は最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金額の最低保証額は最低受取保証額となります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。また、運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間が10年を超える契約の場合においても、年金原資が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。したがって、例えば運用期間20年で契約し15年経過時に解約した場合には、最低受取保証額の最低保証はなく、また基本保険金額の5%の加算もありません。）

運用期間中の年金移行のお取扱い（運用期間中年金支払移行特約）

契約日から1年経過以後であれば、ご契約者からのお申出により、いつでも年金受取を繰り上げて開始することができます（「運用期間中年金支払移行特約」の付加）。年金原資額は、その時点の解約返還金額となります。



お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

ご契約時
ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

運用期間中

■ すべてのご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託にかかる 信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1575% (税抜0.15%)	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2009年8月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に 解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険 金額）に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 （注）解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

*解約返還金額（基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様）は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額 = 解約日末の積立金額 - 解約日末の基本保険金額 × 解約控除率

年金受取期間中

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費※ （年金管理費） 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、 年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2009年8月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

税務のお取扱いについて

■ここに記載の税制上のお取扱いは2009年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

***個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。**

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。
--------------	---

運用期間中

■ 解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※1）＋住民税	

■ 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)＋住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2

年金受取期間中

■一括受取（年金原資額の一時支払）時の課税
所得税（一時所得※¹）+住民税の対象となります。*ご契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対し贈与税が課税されます。

■ 年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※4) + 住民税	所得税(一時所得※1) + 住民税
死亡時保証金額付終身年金		所得税(雑所得※4) + 住民税
10年保証期間付終身年金		

*ご契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

■ **死亡時保証金額受取時の課税** *死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税（一時所得※1）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税※3

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & - & \text{(払込保険料)} \end{array} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されており、年金で受け取る場合には、年金受給権の評価額（相続税法第24条）が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

確定年金の場合、年金受取総額（年金額×残存期間）に右表の割合を掛けた金額が課税上の評価額となります。

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
課税評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※3 受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠（相続税法第12条）が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

※4 雑所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得の課税対象額} = \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \frac{\text{既払込保険料合計}}{\text{年金の受取総額}} \times \begin{matrix} \text{（小数点第3位以下切上げ）} \\ \text{以下切上げ} \end{matrix}$$

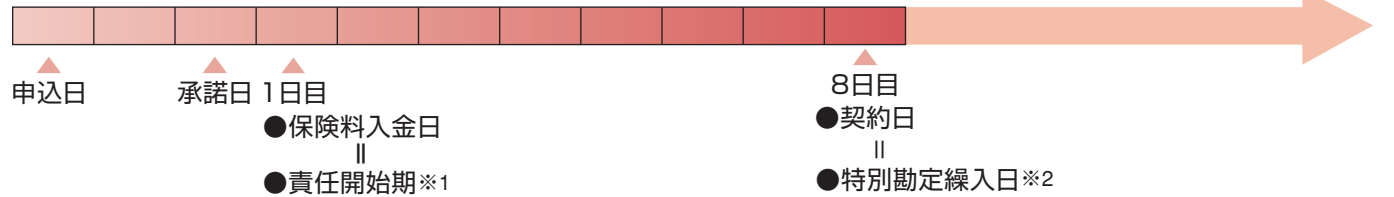
*死亡時保証金額付終身年金の場合：年金原資額または年金受取総額見込額のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合：年金受取総額見込額

契約日について

契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります

契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日（第一フロンティア生命の責任が開始される日から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日）となります。

*承諾日の翌日に保険料を入金した場合のイメージ図です。



※1 責任開始期

ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

※2 一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について

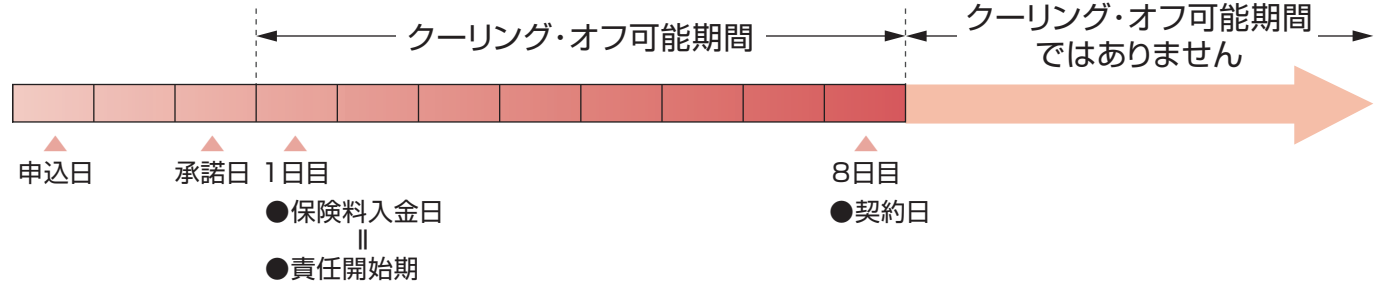
責任開始期から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

クーリング・オフ制度について

この商品はクーリング・オフ制度の対象です

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターあての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。（募集代理店では受け付けできません。）

*承諾日の翌日に保険料を入金した場合のイメージ図です。



最低受取保証額ステップアップのお知らせ

ステップアップ保証率を契約日以後毎日判定し、110%以上5%ごとの率にステップアップした場合に、変更後のステップアップ保証率、最低受取保証額、および年金原資保証金額などを郵送でお知らせします。

料金は納期後

〒104-6015
東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリートメントスチア X棟 15階

お問い合わせ先
お客様サービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
受付時間 平日 9:00~17:00
お取扱代理店
〇〇〇〇

観覧
会社利用欄
12345 67890 111111

必ずお読みください。
この部分から読んでご覧ください

最低受取保証額ステップアップのお知らせ
(運用実績連動保証率変更のお知らせ)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このたびはあなた様の契約の運用実績連動保証率が変更され、**運用実績連動保証金額(最低受取保証額)がステップアップしましたので、ご連絡申し上げます。**

作日 2009年11月25日

①対象となるご契約	
標準番号	XXXXX-XXXX-XX
契約開始日	2009年10月15日
満期日	15年
②基本保証金額	5,000,000円

③ステップアップ後の**運用実績連動保証金額(最低受取保証額)**等
ステップアップした日 2009年11月25日

運用実績連動保証率	110%
④運用実績連動保証金額(②×③)	5,500,000円
⑤運用期間に応じて加算される額(④×3%)	250,000円
⑥年金前払保証金額(④+⑤)	5,750,000円

⑦ステップアップした日における特約勘定の運用実績

保有口数	110,000,000口
保有口当り	50,000,000,000口
独立立金	5,500,000円
基本保証額に対する独立立金の割合	110.0%

(小数点第2位以下を省略して表示しています。)

⑧ステップアップ前の**運用実績連動保証金額(最低受取保証額)**等

運用実績連動保証率	100%
運用実績連動保証金額	5,000,000円
年金前払保証金額	5,250,000円

最低受取保証額ステップアップのお知らせ

「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」は、ご契約のステップアップ保証率が変更された翌営業日に作成・発送いたします。

*ご送付書類の内容については将来変更する場合があります。

- 運用実績連動保証率(ステップアップ保証率)
保険契約締結の日は100%とし、基本保証金額に対する独立立金の割合が110%以上の5%ごとに率に引き上げられます。その到達した日以降、その5%ことの率に引き上げります。同時にかつ以上との率に到達した場合は、もっとも大きいものに引き上げります。
- 運用実績連動保証金額(最低受取保証額)
死亡給付金を支払う場合および運用実績連動終了時の年金前払保証率を超える場合に適用される金額となります。基本保証金額に運用実績連動保証率を乗じた金額となります。
- 今後、運用実績連動保証率が上がった場合には、あらためてお知らせいたします。
- 独立立金は、今後の運用状況により変動いたします。

※「運用実績連動保証率」は「ステップアップ保証率」として「契約勘定間交際書」にてお知らせいたします。別添「運用実績連動保証金額」は「最低受取保証額」として記載されています。

ご契約に際して

主なお取扱いについて

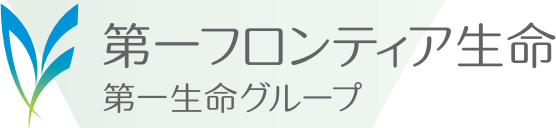
基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年～20年から選択（年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。）
契約年齢		0歳～80歳（ご契約日における被保険者の満年齢）
年金受取開始年齢	確定年金	10歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 （年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～90歳
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。（確定年金のみ）
年金支払開始日の変更		取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。

主な投資リスクについて

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。



第一フロンティア生命が入居する晴海トリトンスクエア



第一フロンティア生命は 第一生命グループの生命保険会社です

第一フロンティア生命は、2006年12月に第一生命によって設立され、2007年10月より販売を開始した生命保険会社です。銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供しています。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

第一フロンティア生命は、 お客さまの資産形成を力強くサポートします。

第一フロンティア生命は、“ご契約者第一主義”を創立以来の経営理念とする第一生命保険のグループ会社の一員として、次の方針を経営の基本に置いています。

- 経営環境の変化とお客さまニーズの進化を先取りし、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスを提供し続けます。
- 迅速・確実・低廉な業務運営を徹底し、経営効率の向上に努めます。

第一生命 第一生命について

第一生命は、明治35年（1902年）に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現をめざしてきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生涯のパートナーであることを追求しています。